外国人にかかる年金制度

日本年金機構
Japan Pension Service

目 次

1. 年金制度への加入
2. 厚生年金保険の適用
3. 国民年金制度への加入
4. 社会保障協定
5. 日本を出国することとなった際の手続き
6. 日本年金機構が提供するサービスなど
7. 参考

1. 年金制度への加入

国民年金

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。

「国内に住所を有する」という要件なので・・・

日本国内に住所を有する外国人の方も第1号被保険者となります。

※日本国籍を有しない方で在留資格が、「医療滞在」、「観光等を目的とするロングステイ」といった「特定活動」により滞在する方は、国民年金第1号及び第3号被保険者から適用除外となります。

厚生年金保険

・厚生年金保険の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所です。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても厚生年金保険の適用事業所となります。

・厚生年金保険に加入している会社などの適用事業所に常時使用される人(※)は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となります。

「国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず」という要件なので・・・

外国人の方も厚生年金保険の被保険者となります。

※「常時使用される人」とは、雇用契約書の有無等とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。

2. 厚生年金保険の適用

手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に常時使用される方は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、被保険者となります。
外国人従業員の方々へ社会保険制度をご案内する際は、以下の制度説明の各パンフレットをご利用ください。



対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

【資料掲載先】
日本年金機構ホームページトップページ＞年金の制度・手続き＞パンフレット＞外国語版パンフレットEmployees’ Pension Insurance and Employees’ Health Insurance（厚生年金保険・健康保険制度のご案内）

(1)外国人従業員を採用したときの手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に雇用され、健康保険・厚生年金保険に加入するときは、事業主が「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出する必要があります。被保険者資格取得届を提出する際は、「資格取得時の本人確認」を行っていただき、手続きをお願いします。

また、マイナンバーを有していない短期在留外国人、海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、以下の書類により本人確認を行いますので、書類の写しの送付をお願いします。

●短期在留している外国人の本人確認

・旅券の身分事項のページの写し
・(ア)～(ウ)いずれかの写し
(ア)旅券の資格外活動許可証印のページ
(イ)資格外活動許可書
(ウ)就労資格証明書

●日本国外に居住している方の本人確認

日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、現地における公的機関の発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います。

なお、初めて公的年金制度(共済組合等を除く)に加入した場合は、基礎年金番号通知書が交付されます。

（2）外国人従業員が家族を被扶養者にするときの手続き

健康保険の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加があった場合、事業主を経由して「被扶養者（異動）届」を日本年金機構へ提出します。

被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所（住民票）を有しており、被保険者により主として生計を維持されていること等があります。

また、日本国内に住所を有する場合であっても、日本国籍を有しておらず、「特定活動（医療目的）」「特定活動（長期観光）」で滞在する方は、被扶養者には該当しません。

（3）外国人従業員が退職したときの手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している外国人従業員が退職または契約変更等により、健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たさなくなったときは、事業主が「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

また、短期在留の外国人従業員が退職して自国へ帰国する場合、脱退一時金の制度があります。

⇒脱退一時金については、「5. 帰国することとなった際の手続き」を参照してください。

3. 国民年金制度への加入

手続き

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。

手続きは、住所地の市区町村又は年金事務所に「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を提出します。

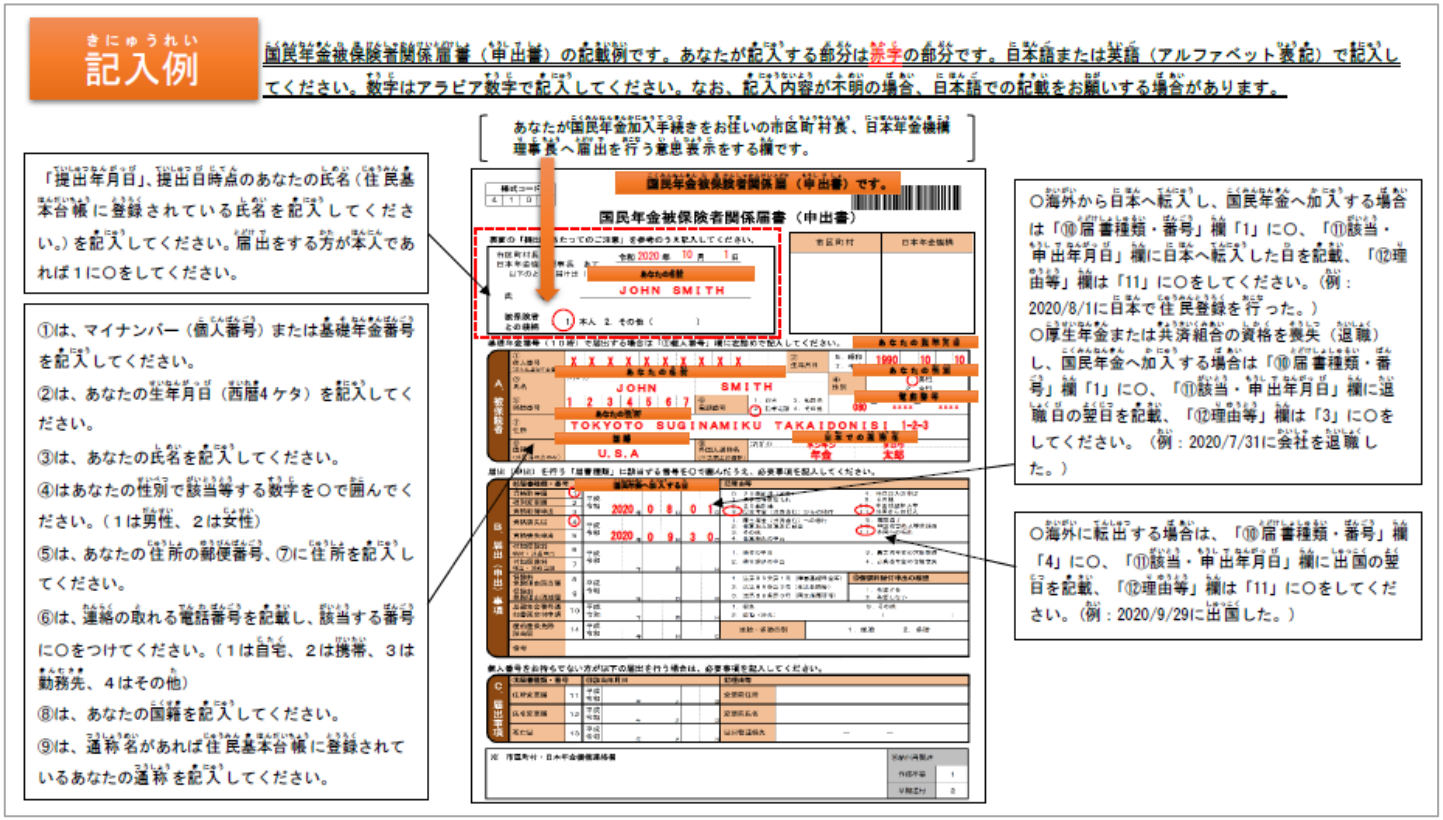

対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、カンボジア語、モンゴル語

資料掲載場所：https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/kankeitodoke.html

手続き

手続きをしていないと「国民年金加入のご案内」が送付されます。

外国人の皆さまへ

あなたの　年金のことで　お知らせ　したいことがあります。

あなたが住んでいる　市区町村の役所　か　お近くの　年金事務所　に　来てください。

来るときは、　在留カード　か　マイナンバーカードを　もって来てください。

日本では、　会社で　「厚生年金保険」に入っていない人は、　「国民年金」に入り　保険料を払わなくてはならないと　法律で決められています。

払えない場合は、　手続きをすれば　全部または一部を　払わなくていいと　認められることがあります。

※　手続きをしないと　障害年金の受けとり　や　在留資格などに　影響がでる　ことがあります。

※　日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金の説明　やお知らせを色々な国の言葉や分かりやすい日本語で読むことができます。

【外国人向けサイト/ International】

https://www.nenkin.go.jp/international/index.html

日本年金機構
Japan Pension Service


この書類を　もって来てください

手続きはお済みですか（国民年金加入のご案内）


「会社を退職した」「未加入期間がある」など、国民年金の加入（資格取得または種別変更）手続きが必要な方にご案内をしております。
加入手続きもれにより、保険料を納め忘れのまま放置すると、将来、年金を受け取ることができない場合がありますので、忘れずに手続きをお願いいたします。
なお、国民年金被保険者となるべき方の手続きが確認できない場合には、日本年金機構で加入処理を行い、保険料の納付案内をすることがあります。

※この用紙は、お客様の控えとなりますので、お手元に保管してください。

手続きはお済みですか（国民年金加入のご案内）

あなたは「第１号・第３号被保険者資格取得勧奨」の対象です。
日本国内に住所を有している２０歳以上６０歳未満の方（海外から転入された方を含む）は、厚生年金に加入されている方（国民年金第２号被保険者）を除き、国民年金第１号被保険者または第３号被保険者になりますので、お客様は国民年金の加入手続きが必要になります。

手続きがお済みでない方は、裏面の「国民年金の手続きが必要な方」をご確認の上、同封している「国民年金被保険者関係届書（申出書）」（または「国民年金第３号被保険者関係届」）に必要事項を記入して、速やかにご提出ください。行き違いの場合は、ご了承願います。

条約その他の国際約束（社会保障協定、万博協定、外交関係ウィーン条約など）が適用され、日本の公的年金制度への加入が免除される場合には、「厚生年金保険・国民年金　条約等適用者に関する届書」を日本年金機構に提出するようお願いします。

If you are applied to a treaty or other international agreements (examples; Social security agreement, and Agreement related to EXPO, and Vienna Convention on Diplomatic Relations) and are exempted from compulsory coverage by the Japanese public pension system, please submit "The Employees' Pension Insurance / The National Pension Notification Form for the persons covered under international agreements" to the Japan Pension Service.

◆ 国民年金被保険者の種別
国民年金被保険者の種別（「第１号被保険者」、「第２号被保険者」及び「第３号被保険者」）については、裏面の「国民年金被保険者の種別」をご確認ください。

◆ 提出先
第１号被保険者の手続き・・お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口
第３号被保険者の手続き・・第２号被保険者の勤務先
※電子申請も可能です（電子申請の場合は、日本年金機構へ提出されます）。
※マイナンバー（個人番号）により手続きする場合は、マイナンバー・身元（実存）を確認できる書類が必要です。詳細は、裏面をご確認ください。

◆ 参考情報
◎手続きが必要な方に関する記録

基礎年金番号	
氏名	

◎第２号被保険者等期間に関する記録

制度名（※1）	
資格喪失年月日 または２０歳到達日（※2）	
制度名	
資格取得年月日	

※1）２０歳以降に第２号被保険者として初めて年金制度に加入した方で未加入期間がある場合は、「２０歳到達」と表示されます。
※2）制度名が「２０歳到達」の場合は、「２０歳到達日」が表示されます。

◆ご不明な点がありましたら、以下の年金事務所にお問い合わせください。

作成

2411 1016 008

手続き

手続きをしても保険料を納めていないと未納のお知らせが届きます。

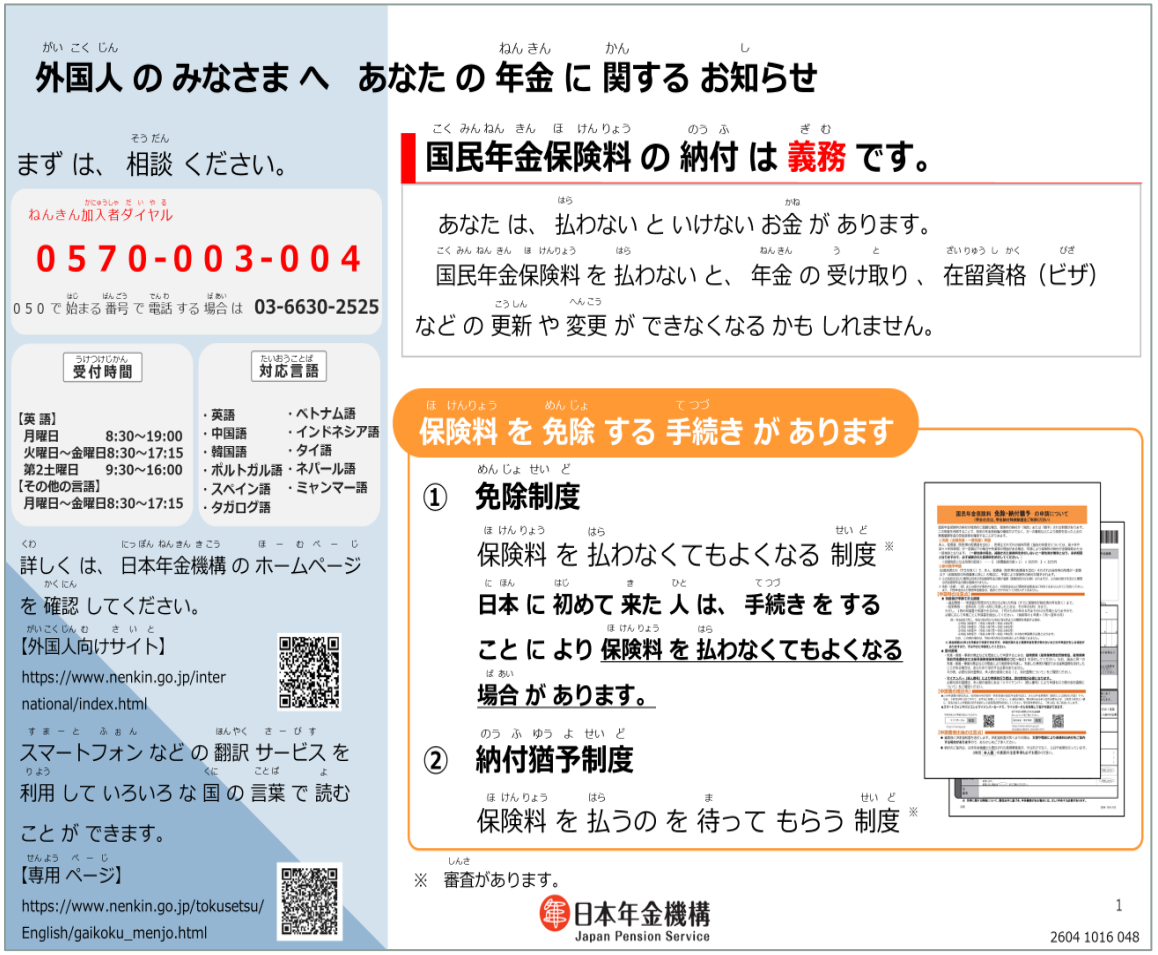

外国人 の みなさま へ　あなた の 年金 に 関する お知らせ

まず は、 相談 ください。

ねんきん加入者ダイヤル

0570-003-004

050 で 始まる 番号 で 電話 する 場合 は 03-6630-2525

受付時間

【英 語】
月曜日　8:30～19:00
火曜日～金曜日8:30～17:15
第2土曜日　9:30～16:00
【その他の言語】
月曜日～金曜日8:30～17:15

対応言語

・英語　・ベトナム語
・中国語　・インドネシア語
・韓国語　・タイ語
・ポルトガル語　・ネパール語
・スペイン語　・ミャンマー語
・タガログ語

詳しく は、 日本年金機構 の ホームページ を 確認 してください。

【外国人向けサイト】
https://www.nenkin.go.jp/international/index.html

スマートフォン など の 翻訳 サービス を 利用 して いろいろ な 国 の 言葉 で 読む こと が できます。

【専用 ページ】
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/English/gaikoku_menjo.html

国民年金保険料 の 納付 は 義務 です。

あなた は、 払わない と いけない お金 が あります。
国民年金保険料 を 払わない と、 年金 の 受け取り 、 在留資格（ビザ） など の 更新 や 変更 が できなくなる かも しれません。

保険料 を 免除 する 手続き が あります

① **免除制度**

保険料 を 払わなくてもよくなる 制度 ※

日本 に 初めて 来た 人 は、 手続き を する こと に より 保険料 を 払わなくてもよくなる 場合 が あります。

② **納付猶予制度**

保険料 を 払うの を 待って もらう 制度 ※

※ 審査があります。

日本年金機構 Japan Pension Service

1

2604 1016 048

外国人 の みなさま へ

重要 important

払わない と いけない お金 が あります
～国民年金 の 保険料(お金) を 払うこと は 法律 で 決められています～

日本 に 初めて 来た 人 は、**免除(Contribution Payment Exemption)** の 手続きをする ことにより 国民年金 の 保険料(お金) を 払わなくてもよくなる 場合 が あります。
この 手紙 と 一緒 に 入れている 免除申請書 に 名前 や 住所 など を 書いて ○○○○年○○月○○日(○曜日) まで に 出してください。

Q1 免除(Contribution Payment Exemption) とは なんですか？

あなた の 給料 が 少ない とき や 仕事 を やめた とき、国民年金 の 保険料(お金) を 払う 金額 を 「0円」 に したり、「安く」 できる 制度(仕組み) です。

Q2 手続き を しない と どうなりますか？(国民年金 の 保険料 も 払っていない 場合)

■在留資格 など の 更新 や 変更 が できなくなる かも しれません。
■法律 に より、次 の 罰 が あります。
▷払わないといけない 国民年金 の 保険料(お金) が 増えて、金額 が 高くなります。
▷あなた だけではなく、「あなた の 妻 または 夫」 や「同じ 家 に 住む 家族 の 代表者」 の 財産 (お金 や 物) を 国 に 取られます。
■次 の 場合 に、国 から 生活 の ため の お金 を もらう こと が できません。

65歳 以上 の 人 が もらえる お金

体 など に 障害 が ある 人 が もらえる お金

生活 を 支えていた 人 が 亡くなったとき に 家族 が もらえる お金

※もらう ため には、いくつか の 条件 が あります。

【 年金事務所 では やさしい日本語 や いろいろな 国 の 言葉 で 相談 ができます 】

■年金事務所 の 窓口 で 相談する 場合
○○○ 年金事務所 国民年金課 に 来てください
■電話 で 相談する 場合
電話番号 0570-003-004
※050 で 始まる 番号 で 電話する 場合 は 03-6630-2525

使える 言葉 や 時間 は こちらを 見てください

【 免除申請書の書き方 】

いろいろな 国 の 言葉 で 免除申請書 の 書き方 を 見る こと が できます

日本年金機構 Japan Pension Service

2601 1016 004

よくあるケース

手続きもれ、保険料の納め忘れが発生しやすいケースとして、以下の事例があります。

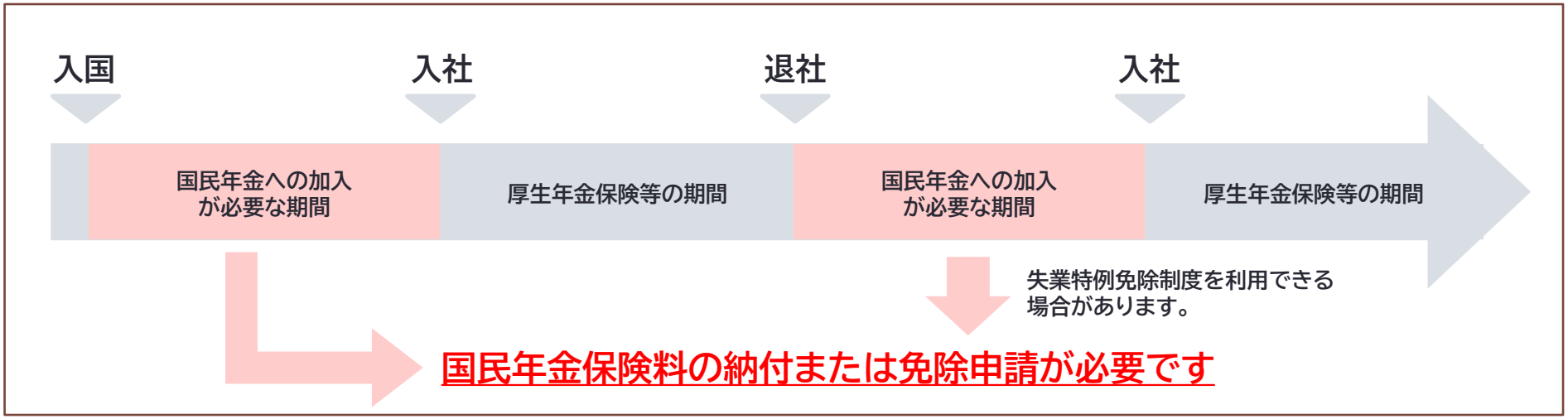

注意

保険料の未納期間があると在留資格の更新等に影響が出る可能性があります。

お願い

- 従業員の方（協会等に加入している方）に、日本年金機構から各種お知らせが届いていないか確認してください。
- 届いている場合は年金事務所に相談するようお知らせください。

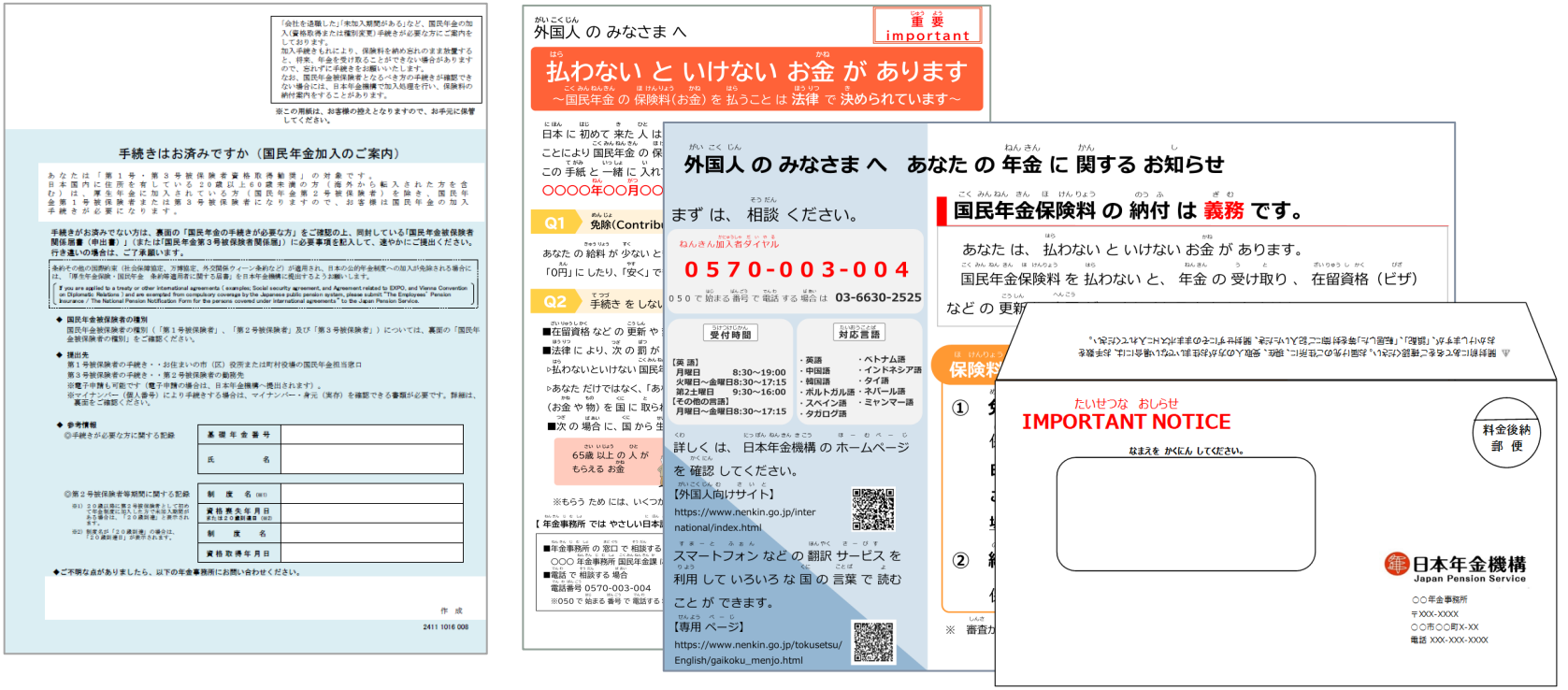

⇒ ねんきんネットを利用して未納期間が無いか確認することができます。

ねんきんネット

ねんきんネットを利用して未納期間が無いか確認することができることをご案内ください。



画面表示	説明
国年	国民年金に加入していた月 国民年金保険料を納付した月
国年	国民年金に加入していた月で、以下のいずれかに該当する月 または脱退手当金が支給された可能性のある月 ・国民年金保険料を納付していない月 ・国民年金保険料の全部または一部の免除を受けている月 ・国民年金保険料の一部の免除を受けていて、残りの保険料を納付していない月 ・学生納付特例制度または納付猶予制度の承認を受けている月 ・特定期間である月 ・付加保険料を納付していない月 ・産前産後期間により免除を受けていて、付加保険料を納付していない月
国年	国民年金保険料の全部または一部の納付が可能である月 もしくは、付加保険料の納付が可能である月
厚年	厚生年金保険（一般厚生年金被保険者）に加入していた月
厚年	厚生年金保険（一般厚生年金被保険者）に加入していた月で、標準報酬月額に５等級以上の変動があった月 または脱退手当金が支給された可能性のある月

ねんきんネット

「かんたん試算」
現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して年金見込額を自動的に試算します。

「詳細な条件で試算」
今後の職業に加え、老齢年金の受給開始年齢を変更した場合、未納となっている国民年金保険料を納付した場合など、詳細に試算条件を設定して年金見込額を試算します。



「試算結果一覧を表示」
過去の試算結果の照会・修正や、登録した試算結果をグラフで比較できます。

4. 社会保障協定

社会保障協定

通常、海外から派遣されて日本で働く場合、日本で社会保障制度に加入する必要がありますが、この場合、派遣元の国と日本、両方の国の社会保障制度に加入し、保険料を2重に負担しなければならないことがあります。日本から海外に派遣される場合も同様です。

また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。

以上を踏まえ、社会保障協定は、

●「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）

●年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする（年金加入期間の通算）

の2点を目的として日本と相手国の間で結ばれています。

※年金加入期間の通算がない協定もあります。

＜一時的（5年以内）に相手国から派遣されて日本で働く場合＞

必要な書類

日本の年金制度の加入免除を受けるためには、原則として派遣前に、相手国（派遣元の国）機関から「適用証明書」の交付を受ける必要があります。交付のための手続きは相手国（派遣元の国）機関へ行うことになりますので、従業員の方、または派遣元の国の事業所には、相手国（派遣元の国）機関にて「適用証明書」交付の手続きを行うようご案内してください。

※日本で現地採用となった場合や、長期派遣（5年以上）の場合は、日本の制度に加入する必要があります。

※自営業者も同様に相手国機関にて「適用証明書」交付の手続が必要です。

手続き

相手国（派遣元の国）機関から交付を受けた「適用証明書」のコピーを添付し、「厚生年金保険・国民年金　条約等適用者に関する届書」を、年金事務所へ提出してください。

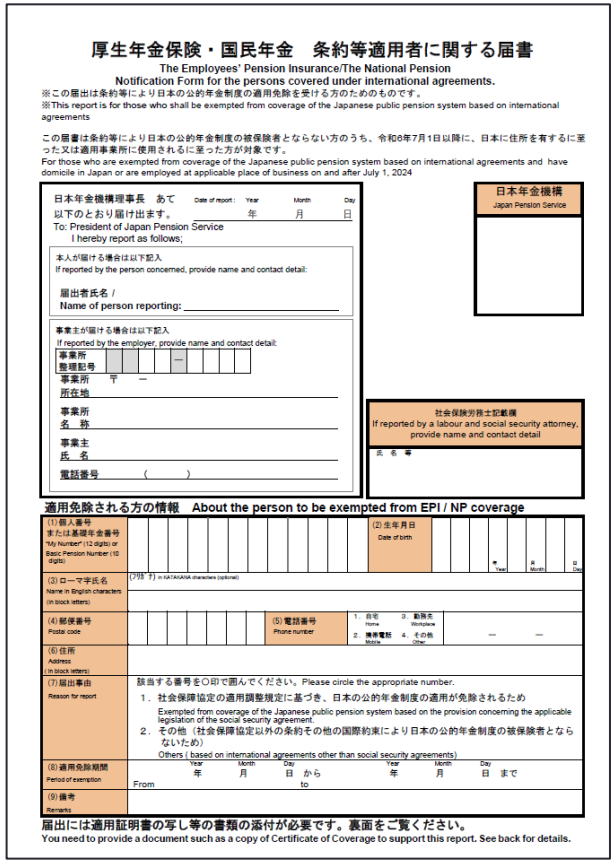

厚生年金保険・国民年金　条約等適用者に関する届書

The Employees' Pension Insurance/The National Pension
Notification Form for the persons covered under international agreements.

※この届出は条約等により日本の公的年金制度の適用免除を受ける方のためのものです。
※This report is for those who shall be exempted from coverage of the Japanese public pension system based on international agreements

この届書は条約等により日本の公的年金制度の被保険者とならない方のうち、令和6年7月1日以降に、日本に住所を有するに至った又は適用事業所に使用されるに至った方が対象です。
For those who are exempted from coverage of the Japanese public pension system based on international agreements and have domicile in Japan or are employed at applicable place of business on and after July 1, 2024

日本年金機構理事長　あて　Date of report: Year 年 Month 月 Day 日
以下のとおり届け出ます。
To: President of Japan Pension Service
I hereby report as follows;

日本年金機構 Japan Pension Service

本人が届ける場合は以下記入
If reported by the person concerned, provide name and contact detail:
届出者氏名 /
Name of person reporting:

事業主が届ける場合は以下記入
If reported by the employer, provide name and contact detail:
事業所整理記号
事業所所在地　〒　－
事業所名称
事業主氏名
電話番号　（　）

社会保険労務士記載欄
If reported by a labour and social security attorney, provide name and contact detail
氏名等

適用免除される方の情報　About the person to be exempted from EPI / NP coverage

(1) 個人番号 または基礎年金番号 "My Number" (12 digits) or Basic Pension Number (10 digits)	(2) 生年月日 Date of birth　Year / Month / Day
(ﾌﾘｶﾞﾅ) in KATAKANA characters (optional)	
(3) ローマ字氏名 Name in English characters (in block letters)	
(4) 郵便番号 Postal code	(5) 電話番号 Phone number　1. 自宅 Home　2. 携帯電話 Mobile　3. 勤務先 Workplace　4. その他 Other　— —
(6) 住所 Address (in block letters)	
(7) 届出事由 Reason for report	該当する番号を○印で囲んでください。Please circle the appropriate number. 1．社会保障協定の適用調整規定に基づき、日本の公的年金制度の適用が免除されるため Exempted from coverage of the Japanese public pension system based on the provision concerning the applicable legislation of the social security agreement. 2．その他（社会保障協定以外の条約その他の国際約束により日本の公的年金制度の被保険者とならないため） Others (based on international agreements other than social security agreements)
(8) 適用免除期間 Period of exemption	From Year 年 Month 月 Day 日 から to Year 年 Month 月 Day 日 まで
(9) 備考 Remarks	

届出には適用証明書の写し等の書類の添付が必要です。裏面をご覧ください。
You need to provide a document such as a copy of Certificate of Coverage to support this report. See back for details.

現在（令和8年3月末時点）では、24か国との間で社会保障協定を発効しています。

協定相手国

ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ

オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド

ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン

スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア、オーストリア

※イギリス、韓国、中国及びイタリアとの協定は、年金期間を通算する規定がありません。

5. 日本を出国することとなった際の手続き

脱退一時金

日本国籍を有しない方が、国民年金、厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）資格を喪失して**日本を出国した場合**に請求することができます。ただし、日本を出国後**２年以内**に請求する必要があります。

なお、脱退一時金の支給を受けるためには一定の要件があり、そのすべての要件を満たす必要があります。

支給要件

●日本国籍を有していない。

●日本に住所を有していない。

●老齢年金の受給資格期間（10年）を満たしていない。

●国民年金の第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間と一部免除納付済期間を換算して合算した月数が6月以上ある。

又は、厚生年金保険の被保険者期間の月数が6月以上ある。

●年金（障害手当金を含む。）の受給権を有したことがない。

●国民年金の被保険者資格を喪失している。

対応言語 14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

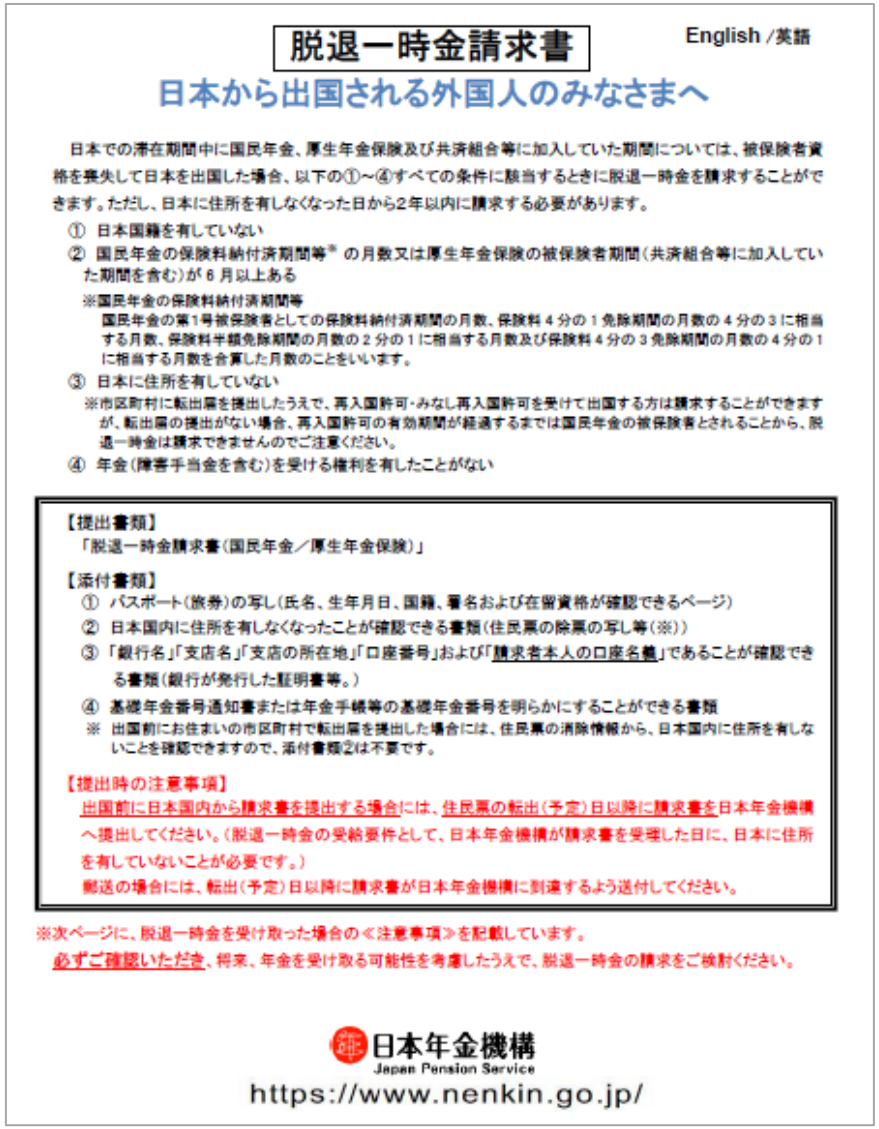

脱退一時金請求書

English /英語

日本から出国される外国人のみなさまへ

日本での滞在期間中に国民年金、厚生年金保険及び共済組合等に加入していた期間については、被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、以下の①～④すべての条件に該当するときに脱退一時金を請求することができます。ただし、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求する必要があります。

① 日本国籍を有していない

② 国民年金の保険料納付済期間等※ の月数又は厚生年金保険の被保険者期間（共済組合等に加入していた期間を含む）が６月以上ある

※国民年金の保険料納付済期間等
国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料４分の１免除期間の月数の４分の３に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の２分の１に相当する月数及び保険料４分の３免除期間の月数の４分の１に相当する月数を合算した月数のことをいいます。

③ 日本に住所を有していない

※市区町村に転出届を提出したうえで、再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国する方は請求することができますが、転出届の提出がない場合、再入国許可の有効期間が経過するまでは国民年金の被保険者とされることから、脱退一時金は請求できませんのでご注意ください。

④ 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない

【提出書類】
「脱退一時金請求書（国民年金／厚生年金保険）」

【添付書類】
① パスポート（旅券）の写し（氏名、生年月日、国籍、署名および在留資格が確認できるページ）
② 日本国内に住所を有しなくなったことが確認できる書類（住民票の除票の写し等（※））
③ 「銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」および「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書等。）
④ 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
※ 出国前にお住まいの市区町村で転出届を提出した場合には、住民票の消除情報から、日本国内に住所を有しないことを確認できますので、添付書類②は不要です。

【提出時の注意事項】
出国前に日本国内から請求書を提出する場合には、住民票の転出（予定）日以降に請求書を日本年金機構へ提出してください。（脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に、日本に住所を有していないことが必要です。）
郵送の場合には、転出（予定）日以降に請求書が日本年金機構に到達するよう送付してください。

※次ページに、脱退一時金を受け取った場合の≪注意事項≫を記載しています。
必ずご確認いただき、将来、年金を受け取る可能性を考慮したうえで、脱退一時金の請求をご検討ください。

日本年金機構
Japan Pension Service
https://www.nenkin.go.jp/

【資料掲載先】
日本年金機構トップページ＞年金の制度・手続き＞パンフレット
＞外国語版パンフレットLump-sum Withdrawal Payments（脱退一時金）

6. 日本年金機構が提供するサービスなど

日本年金機構では、外国の方々向けに、ホームページ、リーフレット、動画、通訳サービスなど、様々なサービスを提供しています。
ここでは、代表的なものを紹介しますので、ぜひご利用・ご案内ください。

(1)ホームページ

日本年金機構では、外国人向けの専用サイトを開設しています。年金に関する説明やお知らせをやさしい日本語又はご自身の国の言語で読むことができます。
また、様々な国の言語に対応したパンフレットも掲載しています。

日本年金機構ホームページのトップページから**こちら**をクリックしてください。



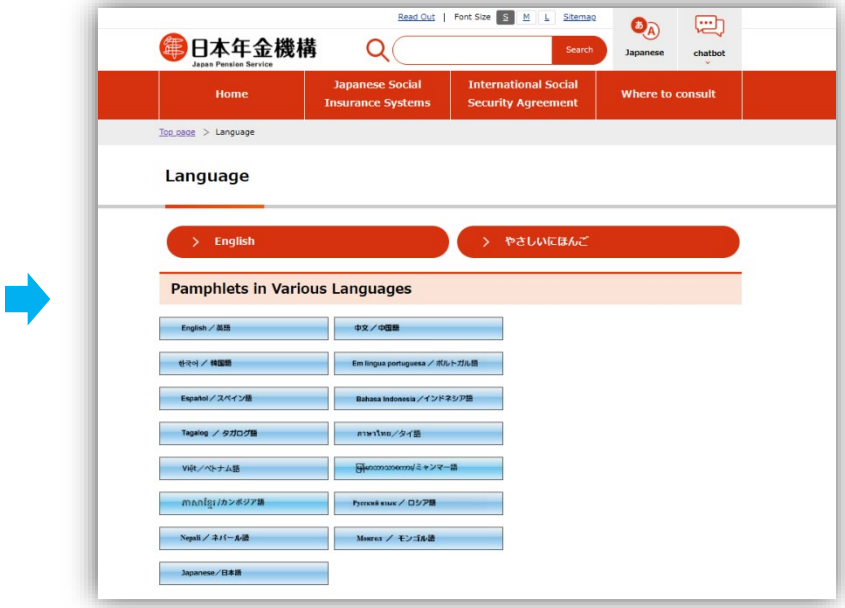

(2)リーフレット

日本年金機構では、各制度ごとに外国人の方向けに様々な言語に対応したリーフレットを作成しています。

国民年金

国民年金制度の仕組み



国民年金制度全般の解説をしています。

免除・納付猶予申請書記載例

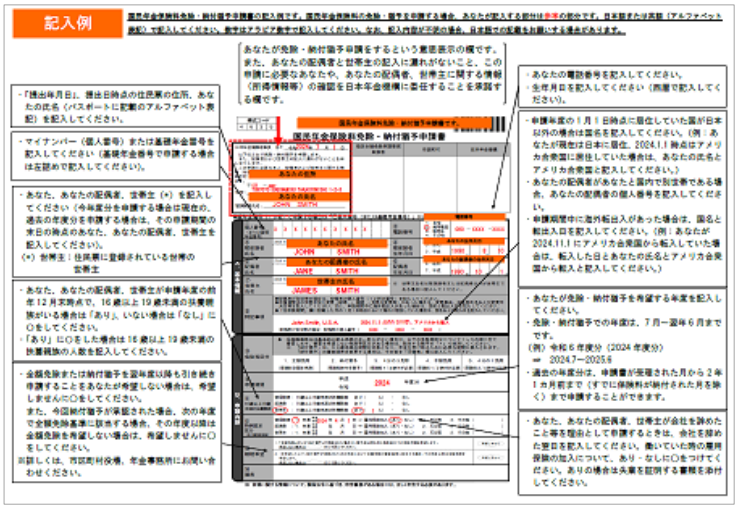

免除・納付猶予申請書の書き方を解説しています。

対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

厚生年金

社会保険制度加入のご案内

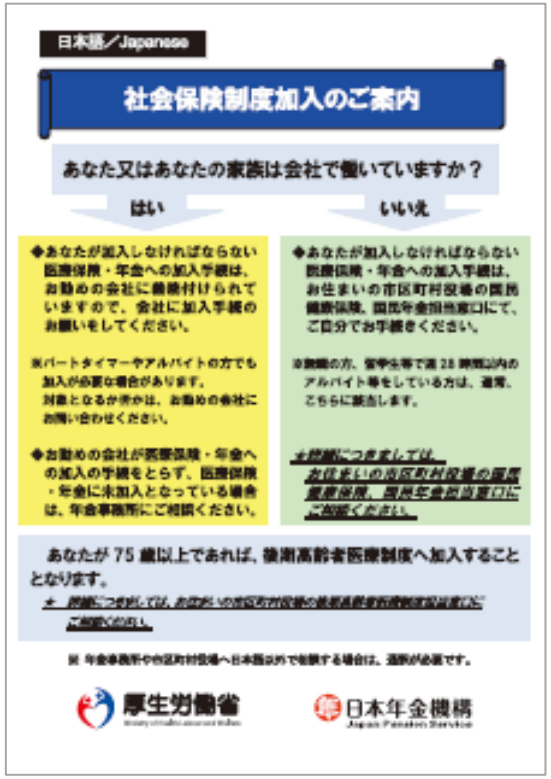



医療保険･年金制度の加入義務を解説をしています。

対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語

(3)動画

日本年金機構では、公的年金制度の仕組みや必要な年金加入の手続について説明した外国語動画を掲載しています。対応言語は以下の11か国語となります。

対応言語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語
インドネシア語、スペイン語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikokugodoga.html



各言語15分程度

【案内リーフレット】

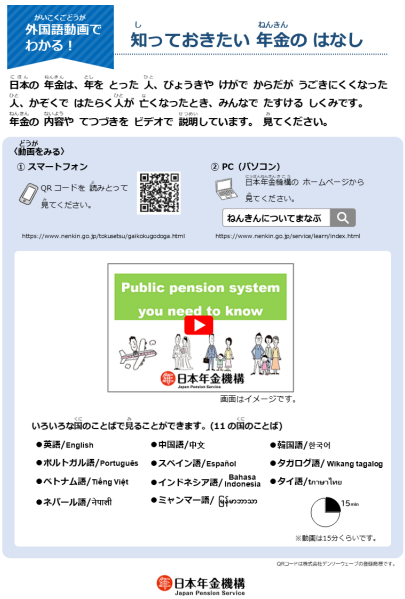

外国人従業員の方やお住まいの地域の外国人の方々にお配りいただきますようお願いします。

(4)通訳サービス

年金事務所の窓口※またはコールセンター(ねんきんダイヤル等)へ年金相談をする場合は、電話で通訳サービスを利用することができます。

対応言語は以下の11か国語となります。

※年金事務所に電話で相談する場合は、通訳サービスを利用できません。

対応言語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

受付時間等

・英語と英語以外で異なります。

英語:月曜日 8:30～19:00、火～金曜日 8:30～17:15、第2 土曜日 9:30～16:00

英語以外:月～金曜日 8:30～17:15

・休日、祝日(第2 土曜日を除く)、12 月29 日～1 月3 日はご利用いただけません。

・通訳サービスが混み合っている場合は、お待たせする場合があります。

7. 参考

年金に関する情報

色々な国の言葉でパンフレットや動画が確認できるQRコードを掲載

対応言語

14か国語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガロング語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語



日本年金機構公式Facebook

外国人の方へ向けたやさしい日本語・英語による公的年金の概要、各種手続き、
お送りする通知書などについての情報を発信。

日本年金機構公式Facebookページ

英語・やさしい
日本語での発信

https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510

日本年金機構
Japan Pension Service